

全日本医科学生体育大会王座決定戦規約

第1章 総 則

第1条(名称) 本大会は、全日本医科学生体育大会王座決定戦と称する。

第2条(目的) 本大会は、全日本の医科学生がスポーツを通じて親睦融和をはかり、学生スポーツの発展に寄与することを目的とする。

第2章 全医体協議会

第3条(全医体協議会) 本大会に関する諸事情の決定は、全日本医科学生体育大会協議会(以下全医体協議会と略す)で行い東西両評議委員会及び理事会の承認を受ける。

第4条(全医体協議会の構成) 全医体協議会は、前年度・当年度・および次年度の東日本医科学生総合体育大会主管校(以下東医体主管校と略す)並びに西日本医科学生総合体育大会主管ブロック代表校(以下西医体主管校と略す)の代表校によって構成され、年2回行う。ただし次年度の東西両医体主管校は内定を含むこととする。

第5条(全医体協議会の運営)

1 全医体協議会の運営は全医体議長団がこれを行う。また全医体議長団は責任校より組織され次の役員を置く。

- (1) 議長
- (2) 書記長

2 書記長は議長が指名する。

第6条(全医体協議会の招集)

1 定例全医体協議会は、議長が毎年2回これを召集する。

2 臨時全医体協議会は議長が必要と認めた時に行う。

第7条(全医体協議会の定足数及び議決)

- 1 全医体協議会は、これを構成する9運営委員長の3分の2以上の出席を持って成立する。ただし、委任状提出者は定足数に加える。
- 2 委任状の受任者は議長または自運営委員会代理出席者に限る。
- 3 委任状の提出先は議長に限る。
- 4 全医体協議会の議決権は、各運営委員長が有し、各運営委員会につき1票とする。ただし、委任状の受任者が自運営委員会代理出席者の場合、自運営委員会代理出席者は議決権を有する。議長は委任された場合であっても、議決権を有さない。
- 5 全医体協議会の議事は、議決権を有する者の過半数を持って決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。

第3章 運 営

第8条(責任校) 本大会責任校は、毎年東西両医体主管校が当たる。ただし、西暦奇数年度は東医体主管校が、偶数年度は西医体主管校がこれに当たる。

東医体主管校、西医体主管校より全日本医科学生体育大会王座決定戦運営委員会(以下全医体運営委員会と略す)を組織し、本大会の責任校に運営委員長、他方に副委員長を置く。

第9条(全医体運営委員会) 全医体運営委員会は本大会運営に関する総括的業務を行う。

第10条(本大会出場権)

1 本大会出場権は、原則として当年度の東西両医体、第1位、第2位、第3位、第4位、本大会各競技部門主

管校及び、前年度の全医体優勝校が、これを有する。

- 2 当年度の東医体各競技主管校、西医体各競技主管校は規定の全医体参加校数を満たす責任を負う
- 3 前項については、その方法を、東医体各競技主管校、西医体各競技主管校に委ねる。ただし、繰り上げ出場については、上位 8 校のうちよりこれを選出するものとする。
- 4 全医体出場権を得た大学は、直ちに参加の有無を明確にし、全医体運営委員会に連絡しなければならない。

第 11 条 (競技部門主管校)

- 1 本大会各競技部門主管校は、毎年東西両医体の前年度優勝校が持ち回りとなる。ただし、西暦奇数年度は東が、偶数年度は西がこれに当たる。
- 2 本大会の競技部門主管校は、これを他校に委託することができる。ただしその場合は、主管校としての出場権も委託された大学に移る。
- 3 全医体競技部門主管校は、次のような場合にこれを他校に委託することができる。
 - 1) その年度に何らかの大会の主管校になっている場合
 - 2) 二回連続で主管校になった場合
 - 3) 全医体運営委員会が主管不能と判断した場合

ただし、委託される大学は前年度全医体出場校の中から選ぶものとする。またその場合、西は西の大学から、東は東の大学から選ぶこととする。

第4章 会 計

第 12 条 (運営委員会の会計)

- 1 運営委員会の会計は総務会計及び競技会計により、各々全医体運営委員会がこれを行う。会計監事がこれを監査する。
- 2 会計監事は、競技会計部門につき 1 名、総務会計部門につき 1 名をつけることとする。
- 3 競技会計局長と競技会計監事の兼任、総務会計局長と総務会計監事の兼任は不可とする。
- 4 その他の役職との兼任は望ましくはないが、やむをえない状況の場合、これを認める。

第 13 条 (分担金)

- 1 本大会の運営費として、東西両医体の加盟大学は総務分担金を、当該年度本大会実施競技の東西両医体参加チームは、競技分担金を、それぞれ責任校に納めることとする。分担金の額は、全医体協議会で決定する。
- 2 前項の総務分担金は、全医体運営委員会援助のために当てられ、また競技分担金は、全医体競技部門主管校援助のために当てられるものとする。

第 14 条 (分担金の集金) 責任校は、分担金を請求し集金を行う。ただし、集金については、東西両医体主管校に委託する。

第 15 条 (運営費の支払い) 責任校は競技部門主管校決定戦を行い、結果報告及び費用明細書を提出した後に、原則として競技運営費を支払う。ただし、競技部門主管校の要求のあるときは、大会前に本予算の 8 割相当額までを支払うことが出来る。

第 16 条 (予算及び決算) 全医体運営委員会は、総務部門と競技部門の予算書ならびに決算書を作成し、全医体協議会の承認を得て東西両評議委員会及び理事会に提出しなければならない。

第 17 条 (予算案の項目) 本大会の予算案の項目の変更は、責任校の承認を必要とする。

第 18 条 (不足分の充当) 大会終了後、会計上の残金がある場合、各競技部門別の経費と不足分については、全医体協議会で正当な不足と認められたものに限り、その残金の範囲内で各競技部門の不足をうめる。

第5章 競 技

第 19 条 (開催競技種目) 本大会が主催する競技種目は、次のとおりとする。

テニス (男・女)、ソフトテニス (男・女)、卓球 (男・女)、バドミントン (男・女)、準硬式野球、バレーボ

ール（男・女）、バスケットボール（男・女）、弓道、剣道、柔道、サッカー、ヨット、ボート、ハンドボール

第20条（成立要件） 本大会の各種目の成立要件には、第10条により出場権を得たチームのうち、東医体、及び西医体より、少なくとも各1校出場することを要する。

第21条（競技種目変更） 第19条の競技種目変更は、次の各項に従う。

- 1（新規登録） 本大会に新たに参加を希望する場合競技種目チームは、当該種目チーム数の8割以上の主将連名の署名による開催要請書を全医体協議会に提出し、その議決を得た後、東西両医体の各評議員及び理事会の承認を得なければならない。
- 2（無期限休止） 全医体責任校は連続して5年間開催されない競技種目を次年度より無期限休止とすることが出来る。なお、この競技種目を再開するためには当該種目チーム数の8割以上の主将連名の再開要請書を全医体に提出し、その議決を得なければならない。
- 3（廃止） 第19条の競技種目削減は、全医体協議会を経て、東西両評議委員会及び理事会の承認を得なければならない。

第22条（試合） 試合は、各連盟規約により行う。

第23条（試合方法） 試合方法は、競技部門主管校が決定する。

第24条（休止競技部門）

- 1 全医体運営委員会は、本大会各競技部門について、休止をやむを得ないと認めた場合には、これを全医体協議委員会に提案することが出来る。
- 2 休止競技部門の決定は、全医体協議会の議決を経て、東西両評議委員会及び理事会の承認を得なければならない。

第25条（直前中止の取り扱い） 全医体出場権を得たチームのうち、参加を表明した後不参加に変更し、その不参加が原因で本大会の各競技部門が直前中止となった場合、責任校は、その原因となった大学にそれまでの費用の額内で費用を請求できる。

第6章 表彰

第26条（表彰状の作成） 表彰状の作成は責任校が行い費用は各校分担当でまかなう。

第27条（表彰状の名義） 表彰状には東西両医体医科学生体育連盟の会長の名義を用いる。

第28条（優勝杯、表彰状） 優勝校には優勝杯を授与し、翌大会まで保管するものとする。表彰状は各種目3位までこれを授与する。

第7章 雑則

第29条（開催） 本大会各種目は11月末日までに開催されなければならない。

第30条（開催の結果報告） 12月末日までに競技部門主管校より結果報告がなされなかった場合、その種目は開催されなかったものとみなす。

第31条（連絡の義務） 責任校は本大会の結果を各大学に連絡しなければならない。

第8章 附則

第32条（改正） 本大会の規約改正は全医体協議会の議決を経て、東西両評議委員会及び理事会の承認を得る。

第33条（細則） 本大会の試行に必要な細則は、全医体協議会の議決を経て、東西両評議委員会及び理事会の承認を得る。

第34条（実施） この改正規約は即日実施する。（1989年7月23日）

（1993年5月19日一部改正）

（1994年7月24日一部改正）

（1995年4月16日一部改正）

(1998年11月1日一部改正)

(2002年11月17日一部改正)